

# 学校いじめ防止基本方針

郡山市立郡山第七中学校

『いじめ防止対策推進法』

(H25.6.28 公布 H25.9.28 施行)

いじめの定義 (いじめ防止対策推進法 第2条)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む) であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

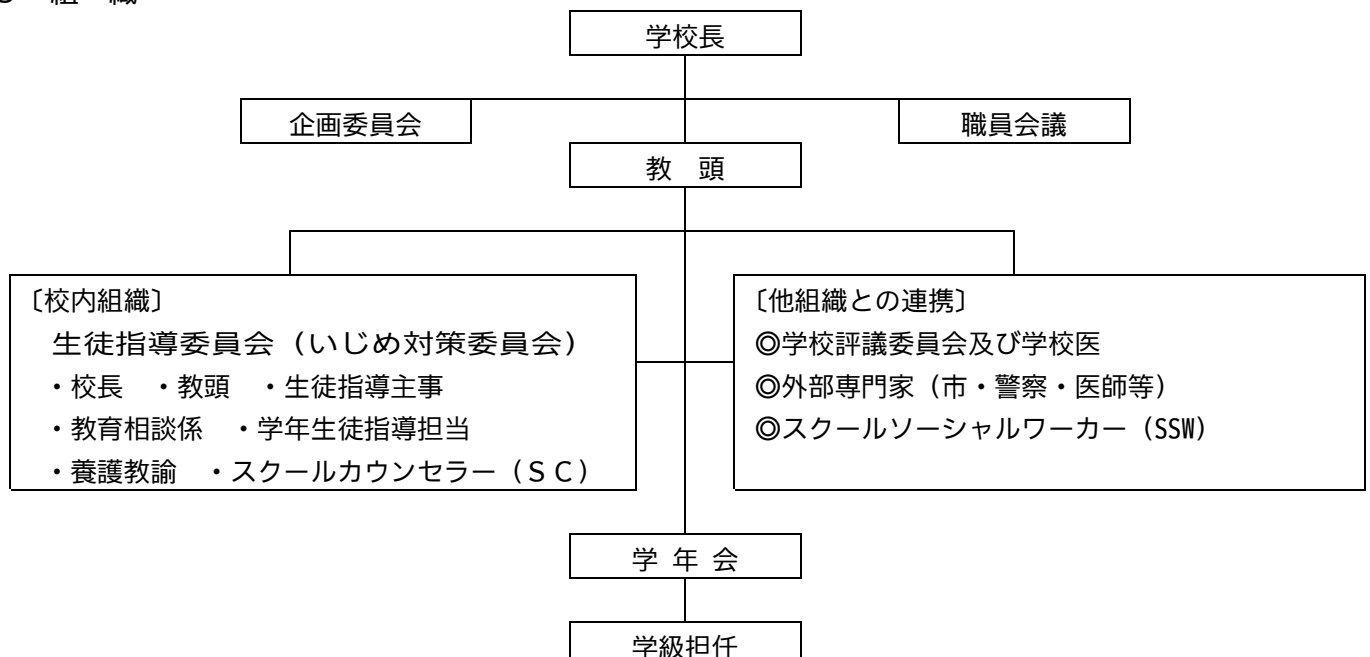
## 1 目的

- (1) 全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるようにする。
- (2) いじめ (「いじめをする生徒」「いじめを受ける生徒」「観衆」「傍観者」) のない、学校・学級づくりを目指す。
- (3) 「いじめ」の早期発見、並びに適切な対応及び人間関係の改善が図られるように組織的に当たる。
- (4) 生徒が持つ能力を引き出し、生徒が自己存在感を感得し、満足感に満ちた生き方ができるようにする。

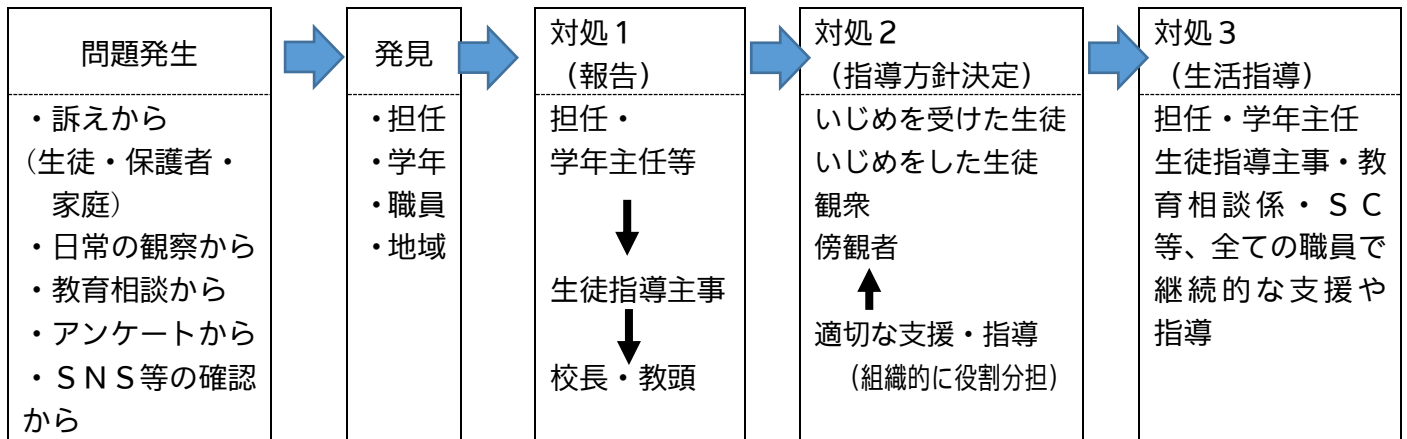
## 2 方針

- (1) 「いじめ」は絶対に許されないという理念のもとに、未然防止のための取り組みを行う。
- (2) 命の大切さ・尊さ、思いやりの心、不撓不屈の精神等について、各教科・道徳・特別活動及び総合的な学習の時間等教育活動全般において指導し、かけがえのない命を大切にしよう支援する。
- (3) 担任・学年・学校全体として、いじめの兆候を見逃さない・見逃さないための手立てを講じ、「いじめ」の早期発見・早期対応を心がける。
- (4) 「いじめを受けた生徒」「いじめをした生徒」「観衆」「傍観者」への適切な支援・指導には、組織的に対応する。
- (5) 生徒が自主的に相談できるような環境を整えるとともに、日常生活において常に生徒理解を心がけ、積極的な教育相談に努める。
- (6) 生徒・保護者との信頼関係作りに努める。
- (7) 一人一人の個性を伸ばし、自己存在感を感得させ、自己実現できるように支援する。

## 3 組織



## 4 いじめへの対処と指導体制



※状況に応じて、臨機応変に対応する。

### (1) 情報を集める

- ① 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からの情報を集める。
  - ・ 連続した欠席・遅刻や生徒の言動・行動の変化、生活ノートやアンケートなどの活用などを中心に、積極的にいじめを認知する。(軽微なものでも報告する。)
- ② いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める。

### (2) 指導・支援体制を組む

- ① 「組織」で対応し、指導・支援体制を組む。
- ② 学級担任、学年、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担する。

### (3) 生徒への指導・支援を行う

- ① いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ② いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いかなる場合でも「いじめ」に向かわせない力を育む。
- ③ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、「いじめ」を止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ④ 継続的な観察や指導を行う。  
(道徳の授業や学活・各教科など、全ての教育活動で、「いじめ」について考えさせる指導やいじめ防止への啓発を行う。)

### (4) 保護者と連携する

- ① つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。